

看護学校 学則細則

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構新潟病院附属看護学校学則（以下、「学則」という）第44条に基づき、細則を次の通り定める。

(転入学等)

第2条 学則第12条の欠員とは相当年次の欠員をいう。

- 2 選考は、既に修得した授業科目の成績の検討、面接を行い、学校運営会議において審査し、学則第12条第1項の規定により学校長が許可する。
- 3 既に修得した授業科目とは、単位認定を受けた科目をいう。
- 4 転入学等の時期は、学年の始めとする。

(入学者の選考)

第3条 入学者の選考は、本学入学試験規程に基づき実施する。

(入学手続及び許可)

第4条 入学を許可された者は、誓約書を提出しなければならない。また高等学校卒業見込みで受験した者は卒業証明書を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び時間数)

第5条 学則第17条の授業時間は45分をもって1時間とする。実習時間は60分をもって1時間とする。

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

第6条 学則第18条第1項の評価は、試験、レポート等で行う。

- 2 評価は、原則として講義終了時又は各学期末に行う。
- 3 評価は、100点を満点とする。

第7条 各試験の受験者は、試験中不正行為またはこれに類する疑わしい行為をしてはならない。

- 2 試験において不正行為が行われた場合は、試験監督者は退場を命じることができる。
- 3 試験において不正行為が行われた場合は、試験の種類にかかわらず当該授業科目の評価を0点とし、当該年度では再度の試験は行わない。
- 4 試験において不正行為を行った者には学則第28条により懲戒処分とする。但し、懲戒の種類は学校運営会議において決定する。

第8条 学則第18条第4項の該当者で、追試験を希望する者は追試験願を提出しなければならない。又、再試験を希望する者は再試験料を添えて再試験願を提出しなければならない。

- 2 学則第18条第4項により、60点未満の者に対して再試験を行う。但し当該年度において再試験は1回とする。再試験・再実習の結果、得点が60点以上であっても学則第18条にいう可の合格最低点をもって受験者の成績とする。
- 3 追実習、再実習は長期休暇中に行う。
- 4 追実習、再実習の実習期間・実習場所は受け入れ施設の状況により異なる場合がある。
- 5 追試験は、成績の2割を減ずる。ただし、実習の追試験は100点満点とする。
- 6 追試験、再試験の受験手続きをした者が、事情によりその試験を受けなかった場合、学校長が認めた場合以外は再度の試験は行わない。

(配当年次における履修単位基準)

第9条 学校運営会議の議において単位認定の承認を行う。

第10条 当該科目において、再試験で合格に満たなかった場合は、翌年に単位認定願を提出し、単位の認定を受けることができる。また、当該科目において、出席時数が授業時数の3分の2に達せず評価を受けることができなかつた場合は、翌年に科目再履修願を提出し再履修したうえで単位の認定を受けることができる。

(入学前の授業科目の履修等)

第11条 学則19条に該当する者は、入学後速やかに申請書及び単位の認定を申請する科目について履修した学習内容を添えて申し出なければならない。

2 単位は学校運営会議の議を経て認定する。

(懲戒)

第12条 学則第28条第1項に述べる行為があつた者に対しては、学校運営会議の議を経て懲戒を決定し、本人及び第一保証人宛に学校長が懲戒通知書をもって通知する。

(健康管理)

第13条 学則第30条の健康診断は、本校健康管理規程に従って実施する。

(入学及び授業料の特例)

第14条 学則第34条の授業料の特例については、運営会議の議を経て学校長が決定する。

(校舎及び寄宿舎施設の管理)

第15条 施設の管理は、独立行政法人国立病院機構新潟病院長が実施する。

2 防火管理については、独立行政法人国立病院機構新潟病院長の定めるところに従って実施する。

第16条 学生又は学生以外の者が校舎・寄宿舎・食堂・その他屋外等を利用しようとする場合は施設使用承認申請書を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 学生が施設内において広告物その他これらに類するものを掲示しようとする時は、掲示物を学校長に提示しその承認を得、指定された場所に掲示しなければならない。

第17条 寄宿舎に入居を希望する者は、入寮願を学校長に提出し許可を受けなければならない。

2 退寮希望者は退寮願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

3 寄宿舎の管理は、別に定める寄宿舎管理規程に基づき実施する。

附 則 この学則細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この学則細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この学則細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この学則細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この学則細則の8条、9条、10条は、平成27年4月1日から施行する。